

**平成 16 年度 第 2 回
「国家公務員に関するモニター」アンケート調査結果
(公務員倫理に関するアンケート)**

平成 16 年 9 月 15 日
人 事 院
国家公務員倫理審査会

国家公務員倫理審査会では、「国家公務員に関するモニター」(500人)に対して、公務員倫理についての意見・評価等を聴取し、国家公務員の倫理保持のための施策を検討する際の参考とするため、アンケート調査を行った。

その結果は、別添のとおりである。

アンケート調査の概要

調査対象

国家公務員に関するモニター

調査期間

平成16年5月20日(木) ~ 6月2日(水)

調査方法

各モニターへ質問票等を送付し、同封の返信用封筒により回答を返送してもらう方法とした。

調査票回答状況

回答者数: 487人 (500人中)

回 答 率 : 97.4%

人事院は、平成11年度より広く国民の中から国家公務員について定期的に意見聴取するためのモニターを募集し、応募者の中から選ばれた500人に対してアンケート調査を実施している。本調査は、平成16年度における第2回調査として行われたものである。なお、第1回目は、国家公務員の給与や国家公務員制度について調査を実施し、7月に公表されている。

アンケート調査結果のポイント

国家公務員の倫理感は高いと回答する者が多いが、44.9%に留まっている

国家公務員の倫理感についての印象を聞いたところ、「倫理感が高い」又は「全体として倫理感が高いが、一部に低い者もいる」と回答した者は44.9%、「倫理感が低い」又は「全体として倫理感が低いが、一部に高い者もいる」と回答した者は32.3%であり、高いと回答する者の方が多い。(資料P1)

現行の倫理規制は、おおむね支持されている

現行の倫理規制について、どのように思うかを聞いたところ、「金銭・物品の贈与の受領禁止」規制で68.6%、「ゴルフの禁止」規制で74.3%、「飲食の提供禁止」規制では76.4%が「現行どおりでよい」と回答した。(資料P4～P11)

国家公務員の倫理制度における内部通報について、今回初めて聞いたところ、積極的に取り組むべきであるとの回答が8割に上る

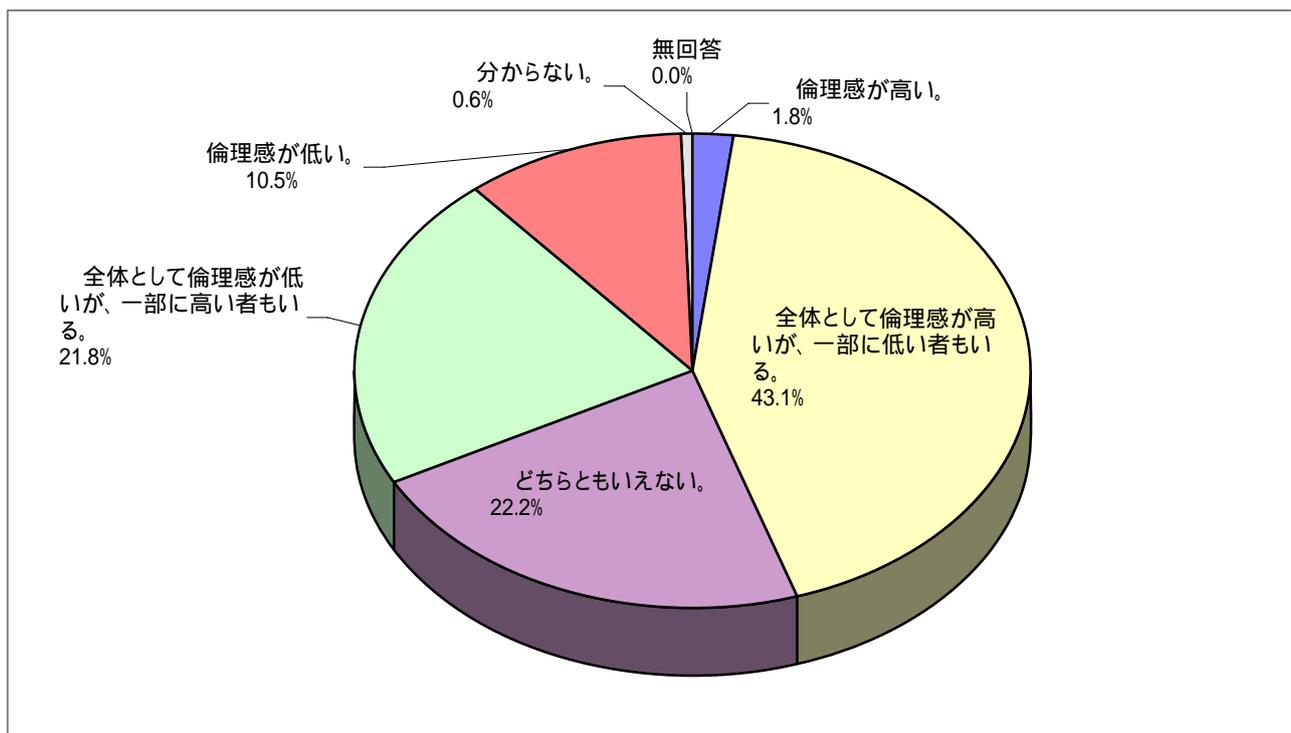
国家公務員の倫理制度における内部通報について、どのように思うかを聞いたところ、「積極的に取り組むべきである」は81.1%であり、「慎重にすべきである」の13.6%を大きく上回った。(資料P12)

平成 16 年度 第 2 回
「国家公務員に関するモニター」アンケート調査結果
(公務員倫理に関するアンケート)

【国家公務員の倫理感について】

国家公務員の倫理感についての印象を聞いたところ、「倫理感が高い」は1.8%、「全体として倫理感が高いが、一部に低い者もいる」は43.1%であり、合わせて44.9%となっている。一方、「倫理感が低い」は10.5%、「全体として倫理感が低いが、一部に高い者もいる」は21.8%であり、合わせて32.3%となっている。また、「どちらともいえない」は22.2%となっている。(図1)

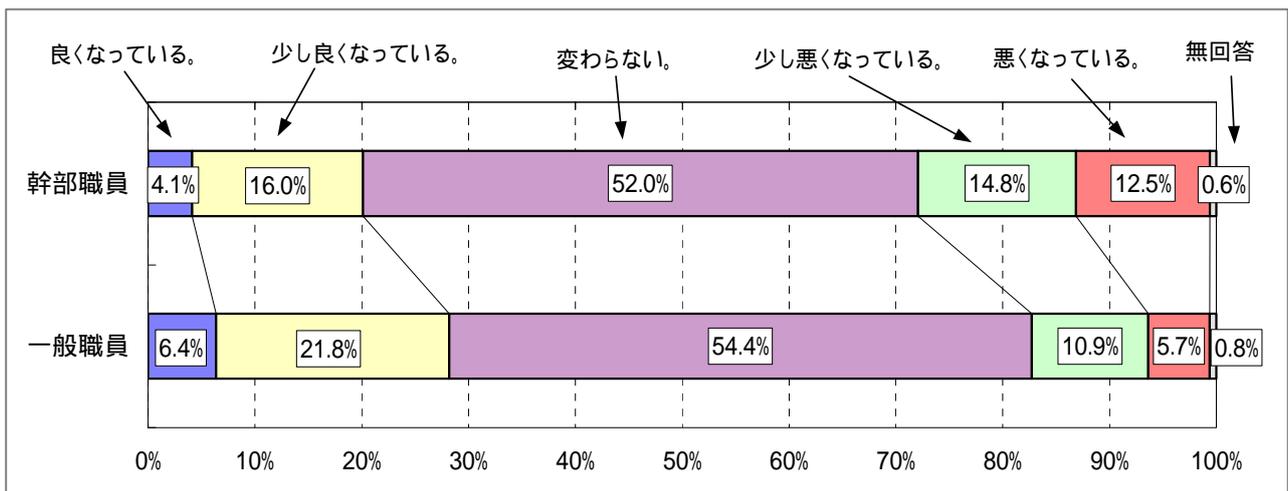
図1 国家公務員の倫理感について、どのような印象をお持ちですか。



【国家公務員の倫理の保持の状況について】

過去1年ほどの国家公務員の倫理の保持の状況を幹部職員と一般職員とに分けてそれぞれ聞いたところ、幹部職員、一般職員とも「変わらない」という回答が最も多かった。幹部職員については、「良くなっている」は4.1%、「少し良くなっている」は16.0%の合わせて20.1%であり、「悪くなっている」は12.5%、「少し悪くなっている」は14.8%の合わせて27.3%であった。一般職員については、「良くなっている」は6.4%、「少し良くなっている」は21.8%の合わせて28.2%、「悪くなっている」は5.7%、「少し悪くなっている」は10.9%の合わせて16.6%となっている。(図2)

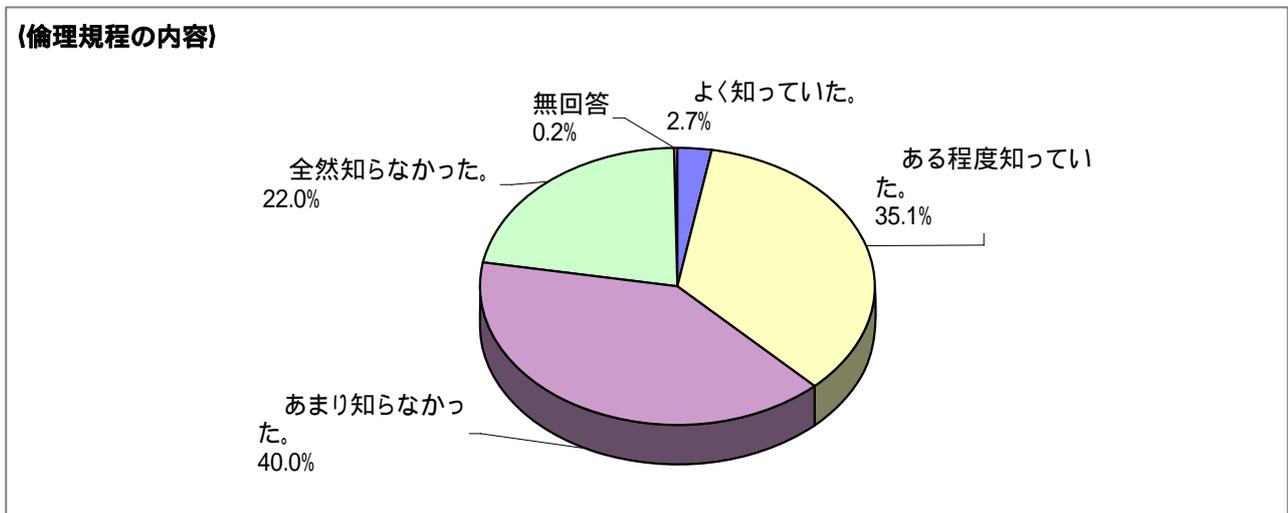
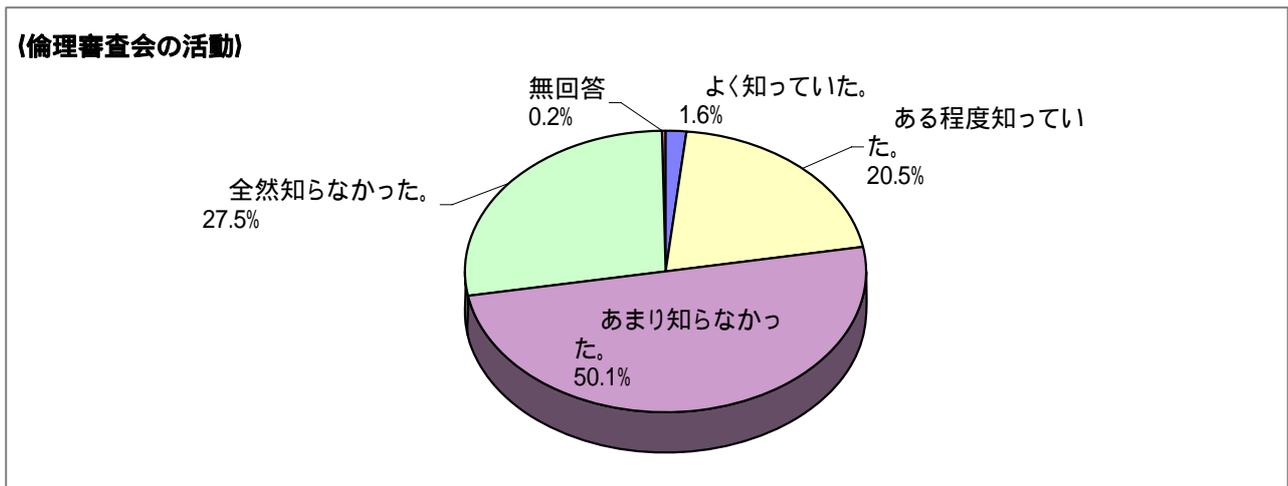
図2 過去1年ほどの国家公務員の倫理の保持の状況をどう思いますか。幹部職員、一般職員のそれぞれについてお答えください。



【倫理審査会の活動と倫理規程の内容の浸透度について】

アンケートが届く以前に倫理審査会の活動及び倫理規程の内容をどの程度知っていたかを聞いたところ、倫理審査会の活動については、「よく知っていた」は1.6%、「ある程度知っていた」は20.5%の合わせて22.1%であり、「全然知らなかった」は27.5%、「あまり知らなかった」は50.1%の合わせて77.6%であった。倫理規程の内容については、「よく知っていた」は2.7%、「ある程度知っていた」は35.1%の合わせて37.8%、「全然知らなかった」は22.0%、「あまり知らなかった」は40.0%の合わせて62.0%となっている。(図3)

図3 このアンケートが届く以前、このような倫理審査会の活動及び倫理規程の内容についてどの程度御存じでしたか。倫理審査会の活動、倫理規程の内容のそれぞれについてお答えください。【参考2を参照】

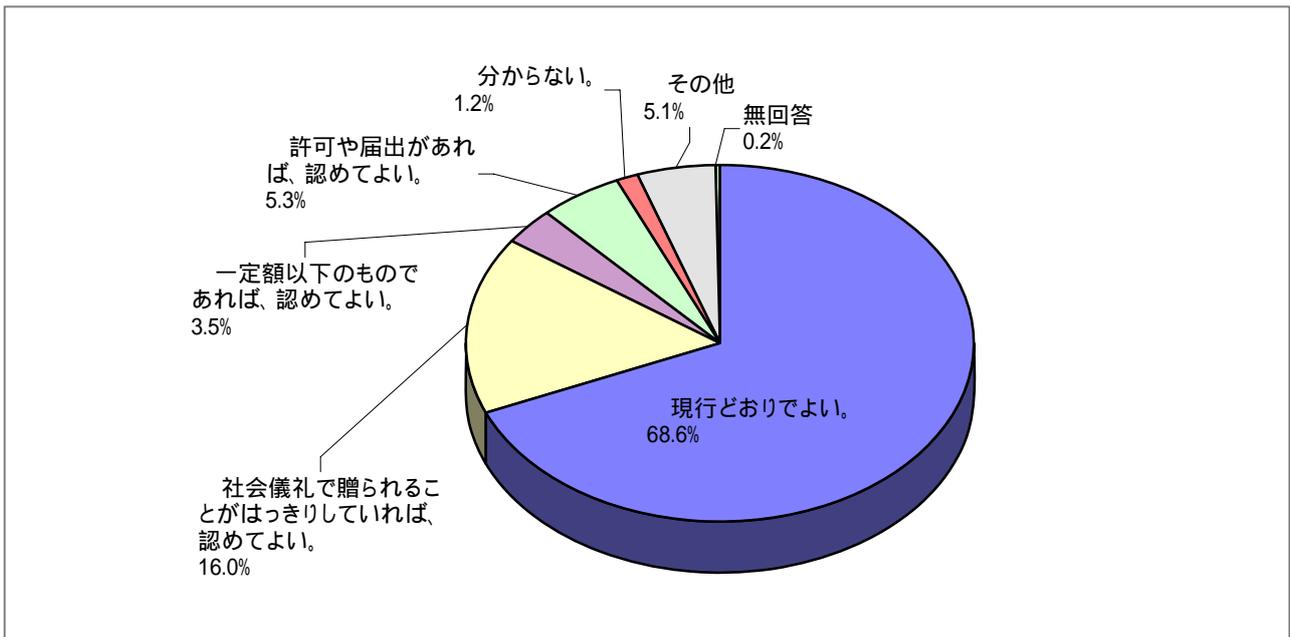


【金銭・物品の贈与の受領禁止について】

国家公務員が利害関係者から金銭や物品の贈与を受けることが禁止されていることについてどのように思うかを聞いたところ、最も多いのは「現行どおりでよい」の68.6%であった。次いで「社会儀礼で贈られることがはっきりしていれば、認めてよい」の16.0%、「許可や届出があれば、認めてよい」の5.3%、「一定額以下のものであれば、認めてよい」の3.5%の順となっている。(図4-1)

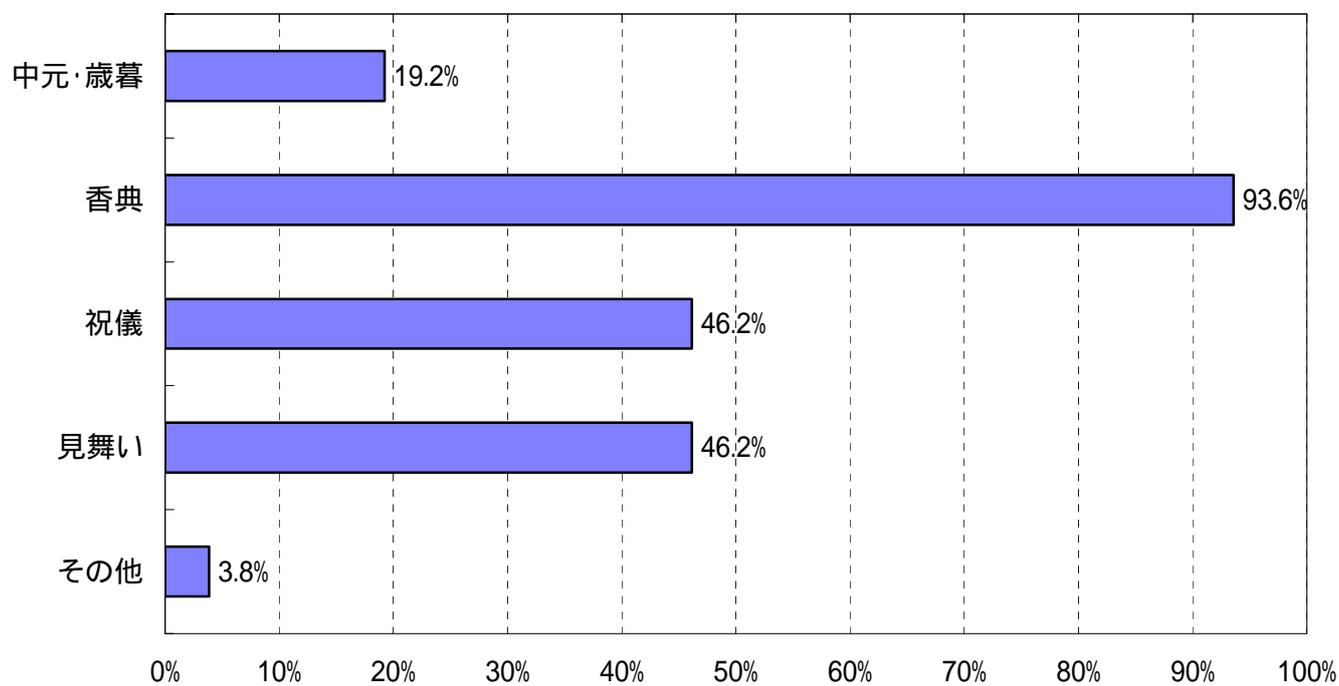
さらに、「社会儀礼で贈られることがはっきりしていれば、認めてよい」と答えた者に、「社会儀礼」として認めてよいものを聞いたところ、最も多いのは「香典」の93.6%、次いで「祝儀」、「見舞い」の46.2%となっている。(図4-2)

図4-1 利害関係者から「金銭・物品の贈与」を受けることが禁止されていることについて、どのように思いますか。【参考2：基本内容「2(1)」を参照】



(「 社会儀礼で贈られることがはっきりしていれば、認めてよい」を回答した 78 人への更問)

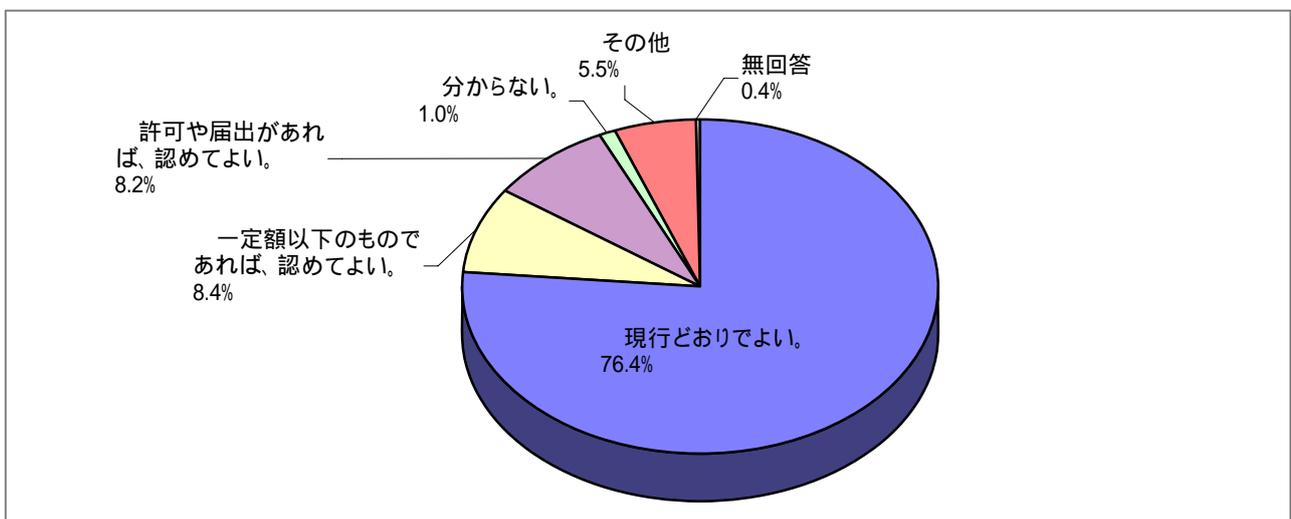
図 4 - 2 この場合、認めてよいものはどれですか。(複数回答)



【飲食の提供の禁止について】

国家公務員が利害関係者から飲食の提供を受けることが禁止されていることについてどのように思うかを聞いたところ、最も多いのは「現行どおりでよい」の76.4%であった。次いで「一定額以下のものであれば、認めてよい」の8.4%、「許可や届出があれば、認めてよい」の8.2%の順となっている。(図5)

図5 利害関係者から「飲食の提供」を受けることが禁止されていることについて、どのように思いますか。【参考2：基本内容「2(2)」を参照】



【ゴルフと旅行の禁止について】

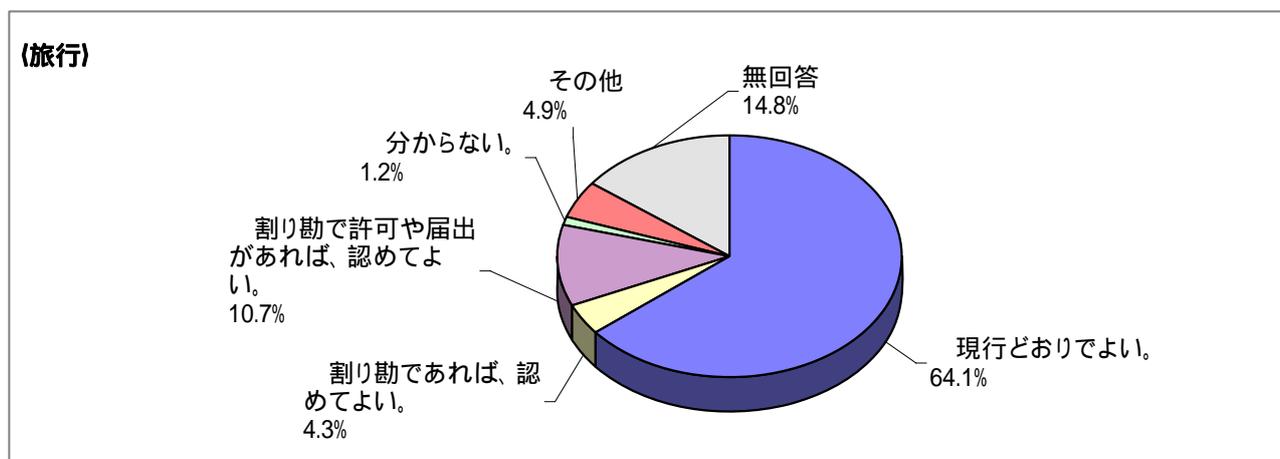
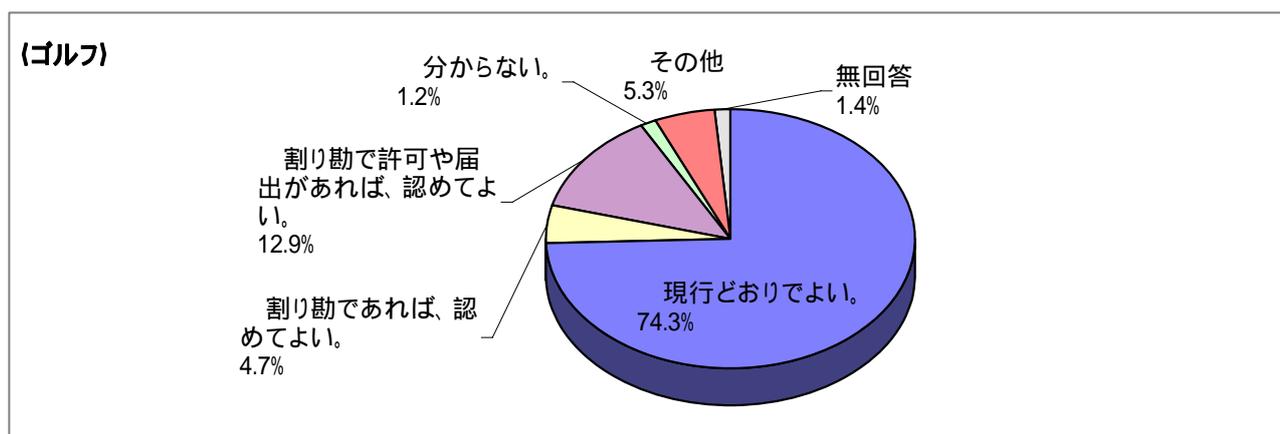
国家公務員が自己費用負担（割り勘）であっても利害関係者との「ゴルフや旅行」が禁止されていることについてどのように思うかを聞いたところ、ゴルフについては、最も多いのは「現行どおりでよい」の74.3%であり、次いで「割り勘で許可や届出があれば、認めてよい」の12.9%、「割り勘であれば、認めてよい」の4.7%の順であった。

旅行については、最も多いのは「現行どおりでよい」の64.1%であり、次いで「割り勘で許可や届出があれば、認めてよい」の10.7%、「割り勘であれば、認めてよい」の4.3%の順となっている。

（図6）

図6 自己費用負担（割り勘）であっても利害関係者との「ゴルフや旅行」が禁止されていることについて、どのように思いますか。ゴルフ、旅行のそれぞれについてお答えください。

【参考2：基本内容「2(3)」を参照】

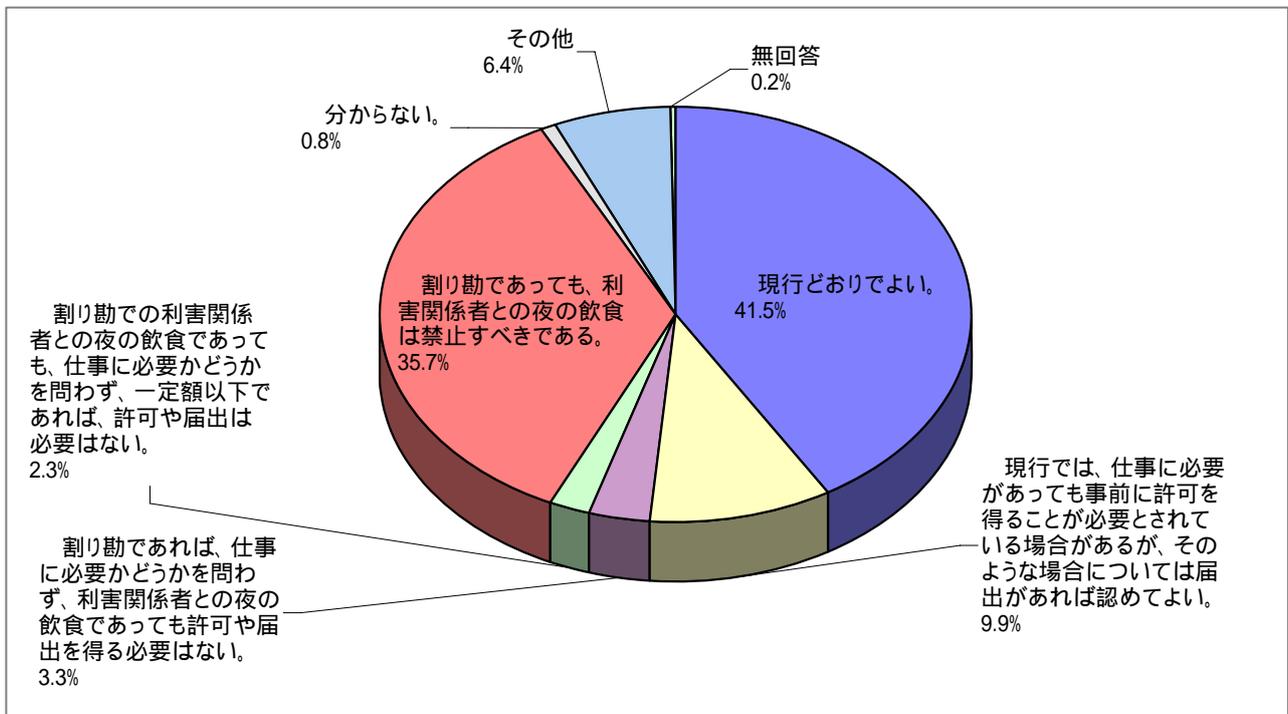


回答用紙の設計上の問題により、旅行についての回答はゴルフと同じと考えているモニターが回答を記入しなかった可能性があり、この結果、これらも「無回答」として集計されている。

【夜の割り勘での飲食の規制について】

国家公務員は、夜の場合、自己費用負担（割り勘）であっても利害関係者との飲食が規制されていることについてどのように思うかを聞いたところ、最も多いのは「現行どおりでよい」の41.5%であった。次いで「割り勘であっても、利害関係者との夜の飲食は禁止すべきである」の35.7%、「現行では、仕事に必要があっても事前に許可を得ることが必要とされている場合があるが、そのような場合については届出があれば認めてよい」の9.9%、「割り勘であれば、仕事に必要かどうかを問わず、利害関係者との夜の飲食であっても許可や届出を得る必要はない」の3.3%、「割り勘での利害関係者との夜の飲食であっても、仕事に必要かどうかを問わず、一定額以下であれば、許可や届出は必要はない」の2.3%の順となっている。（図7）

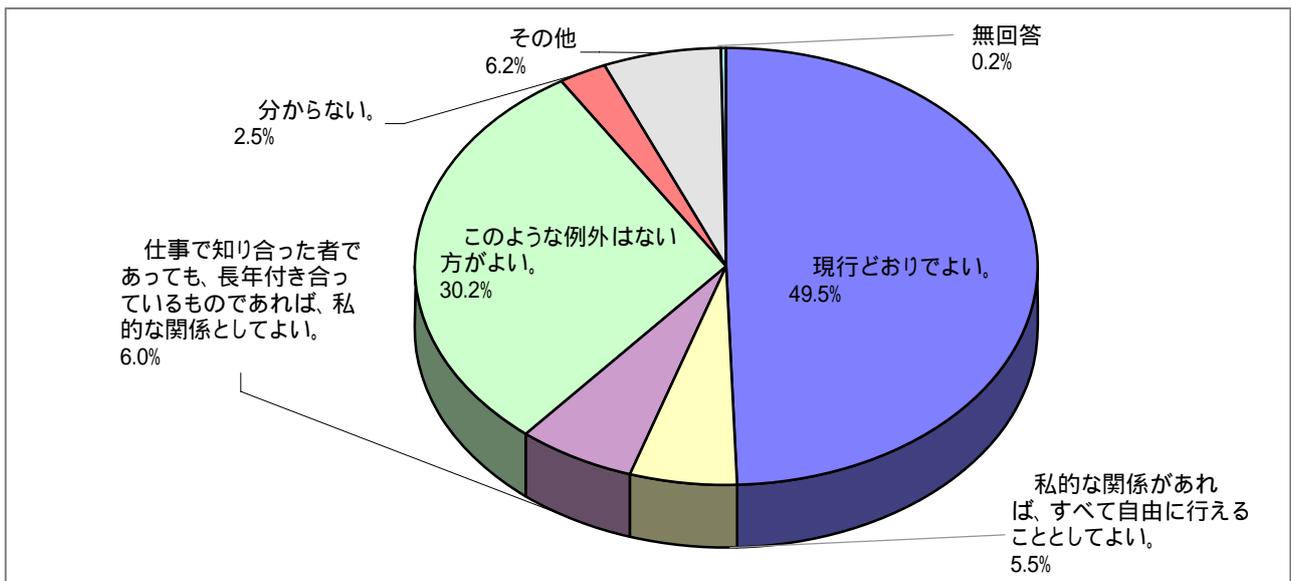
図7 利害関係者と自己費用負担（割り勘）で朝、昼に飲食をすることは自由ですが、夜の場合、仕事に必要があっても一人当たりの費用が一定程度（出席する職員の役職、他の出席者の顔ぶれ、会合の場所等によりますが、最高1万円程度まで）を超えるときや、仕事に必要がないときには、事前に許可を得る必要があることとされています。このことについて、どのように思いますか。【参考2：基本内容「3」を参照】



【私的な関係について】

学生時代からの友人や親戚など「私的な関係」がある場合、行為の態様などにより問題がないと考えられるときは、規制がないことについて、どのように思うかを聞いたところ、最も多いのは「現行どおりでよい」の49.5%であった。次いで「このような例外はない方がよい」の30.2%、「仕事で知り合った者であっても、長年付き合い合っているものであれば、私的な関係としてよい」の6.0%、「私的な関係があれば、すべて自由に行えることとしてよい」の5.5%の順となっている。(図8)

図8 学生時代からの友人や親戚など「私的な関係」がある場合(ただし、仕事がかきかけで友人となった場合などは含まれません。)について、行為の態様などにより問題がないと考えられるときは、規制がないことについて、どのように思いますか。【参考2：基本内容「4」を参照】



【講演等の事前承認について】

国家公務員が利害関係者から報酬を受けて講演や原稿執筆をする場合、事前に承認を得る必要があることについてどのように思うかを聞いたところ、最も多いのは「現行どおりでよい」の61.0%であった。次いで「このような講演や原稿執筆は、禁止すべきである」の19.7%、「一般常識に照らして妥当な報酬であれば、自由に行ってよい」の10.9%、「事前の承認は必要なく、事後の届出や報告でよい」の2.1%の順となっている。(図9-1)

また、5,000円を超える報酬を受けたときは、報告することとされていることについて、どのように思うかを聞いたところ、最も多いのは「現行どおりでよい」の51.3%であった。次いで「5,000円では基準が甘すぎる」の23.0%、「5,000円では基準が厳しすぎる」の18.3%の順となっている。(図9-2)

さらに、「5,000円では基準が厳しすぎる」又は「5,000円では基準が甘すぎる」と答えた者に、基準として適当な金額はいくらかを聞いたところ、前者のうちで最も多いのは「10,000円」、後者のうちで最も多いのは「1円」であった。(図9-3)

利害関係者から報酬を受けて講演や原稿執筆をする場合についてお伺いします。

(なお、講演や原稿執筆は勤務時間外などに行うこととなります。)

図9-1 この場合、事前に承認を得る必要があることについて、どのように思いますか。

【参考2：基本内容「5」を参照】

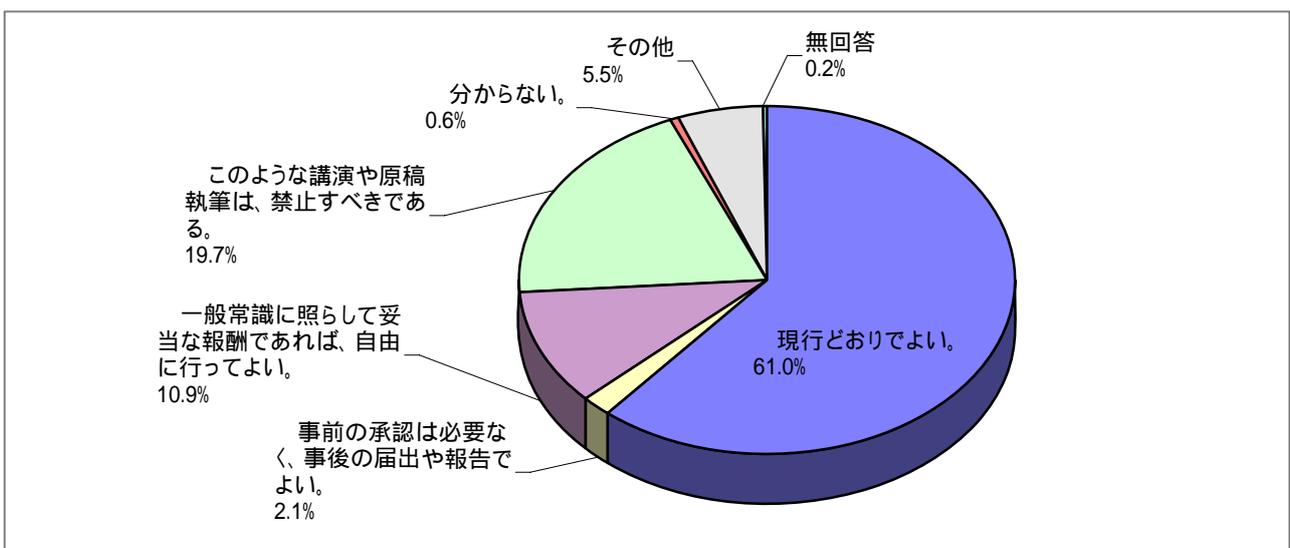
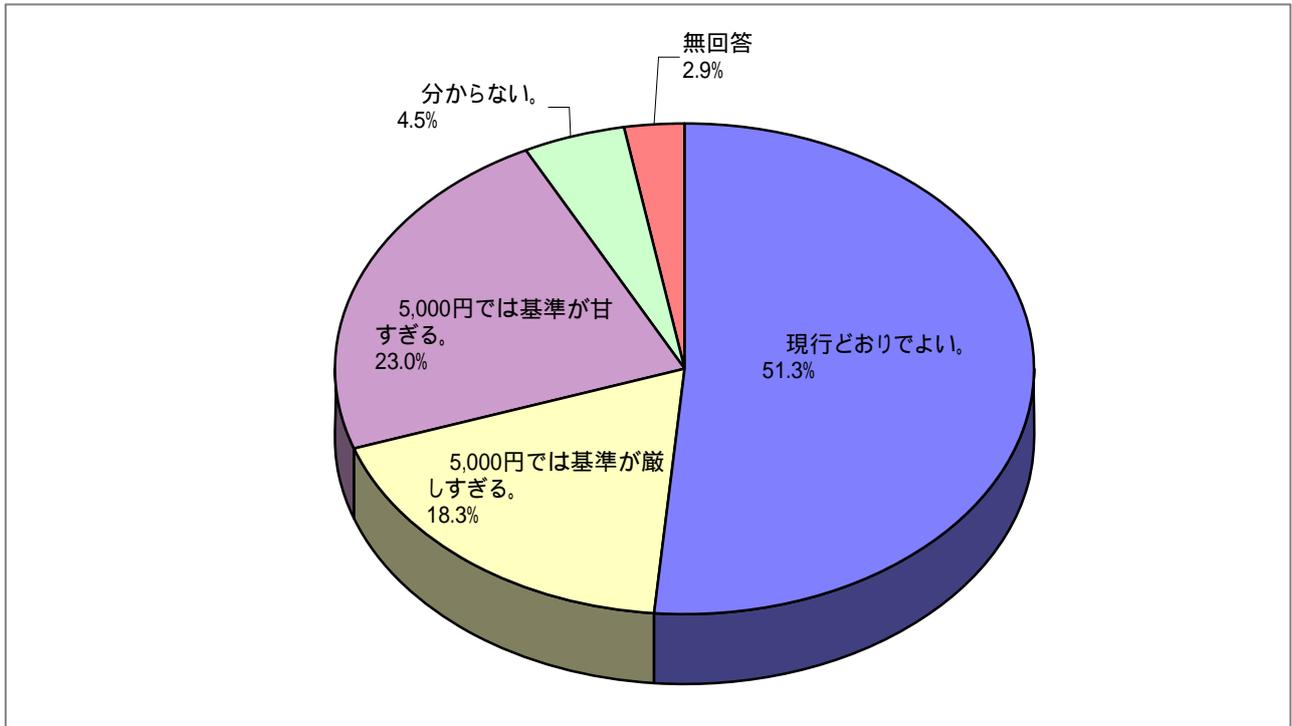
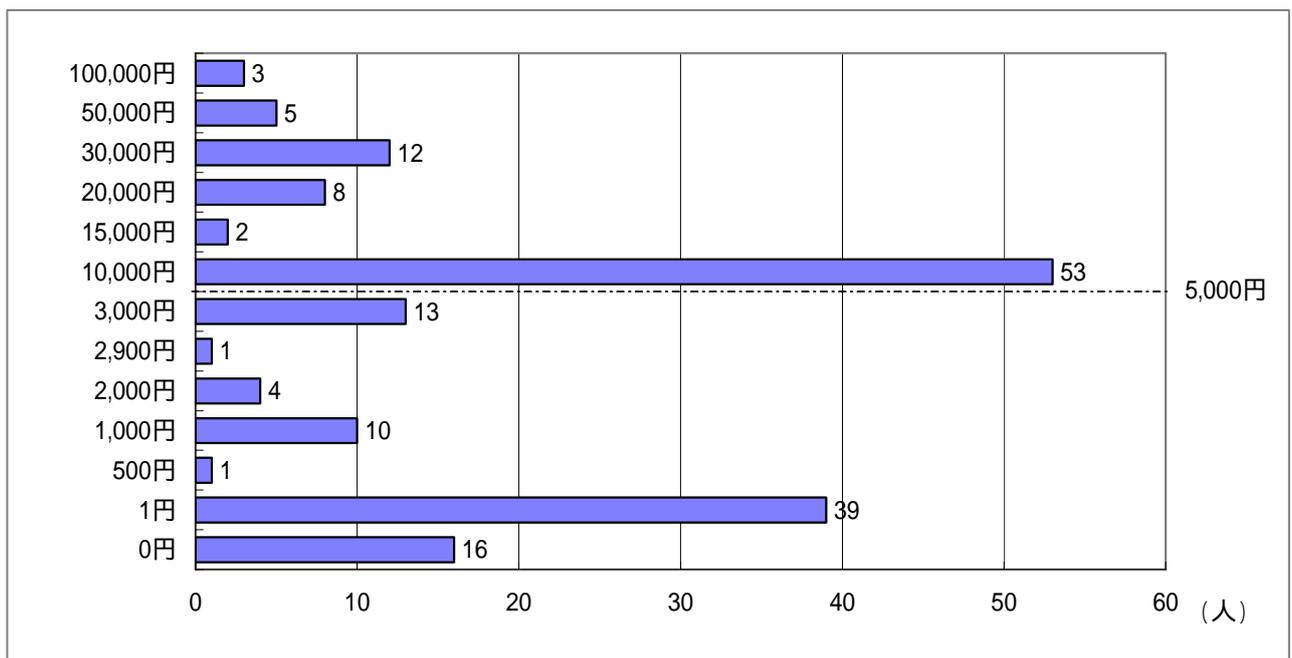


図9 - 2 この場合、5,000 円を超える報酬を受けたときは、報告することとされていることについて、どのように思いますか。



(「 5,000 円では基準が厳しすぎる」又は「 5,000 円では基準が甘すぎる」を回答した 167 人への更問)

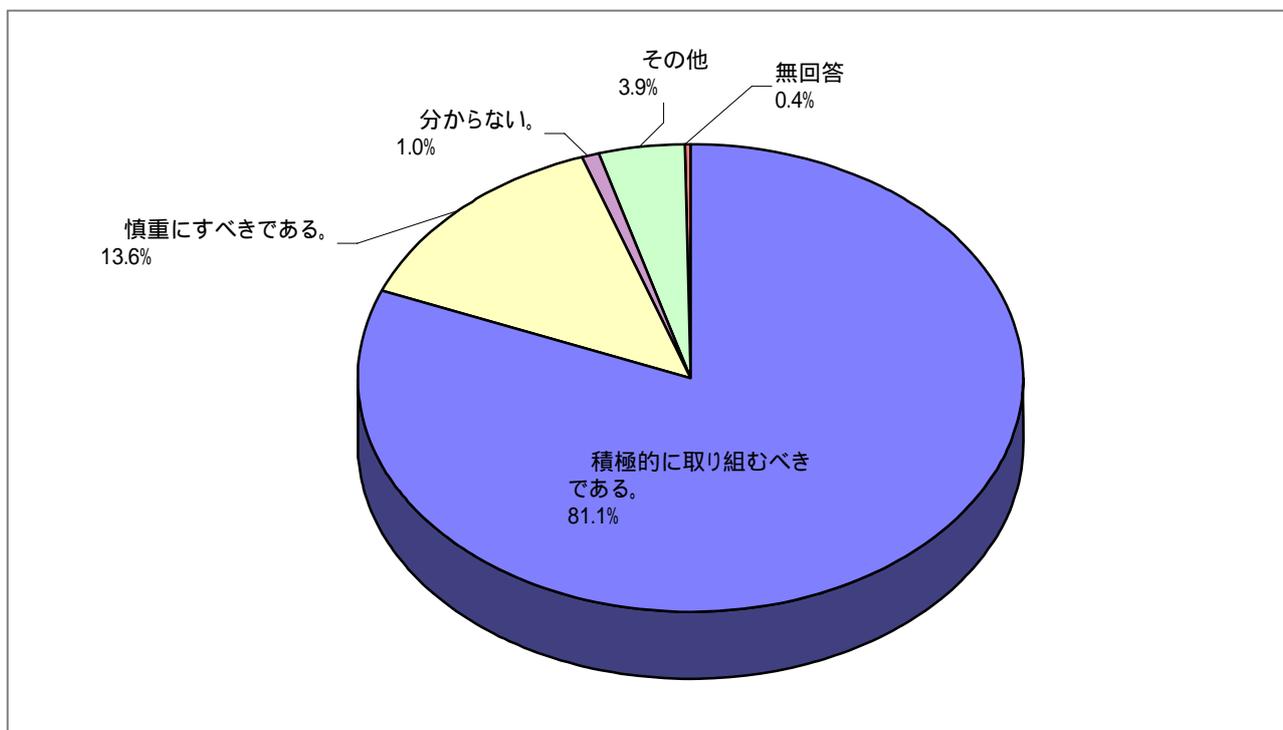
図9 - 3 この場合、適当な金額はいくらですか。



【内部通報について】

国家公務員の倫理制度における内部通報について、どのように思うかを聞いたところ、「積極的に取り組むべきである」は81.1%であり、「慎重にすべきである」は13.6%であった。(図10)

図10 民間企業においては、会社内における法令違反等の未然防止と早期発見のために、従業員などからの相談・通報に応ずる体制を整備するなど、いわゆる内部通報を重視してきていますが、国家公務員の倫理制度における内部通報について、どのように思いますか。【参考2：基本内容「7」を参照】



〈参考1〉

調査対象者の構成内訳

性別		地域別		職業別	
男性	250人(50.0%)	北海道	22人(4.4%)	自営業	45人(9.0%)
女性	250人(50.0%)	東北	38人(7.6%)	会社員	138人(27.6%)
		関東	186人(37.2%)	公務員	9人(1.8%)
		中部	70人(14.0%)	パート	45人(9.0%)
		近畿	83人(16.6%)	学生	31人(6.2%)
		中国	29人(5.8%)	主婦	152人(30.4%)
		四国	16人(3.2%)	無職	47人(9.4%)
		九州・沖縄	56人(11.2%)	その他	33人(6.6%)
				注)「その他」とは、医師、看護師、著述業、農漁業従事者等	
年齢階層別					
20代	100人(20.0%)				
30代	100人(20.0%)				
40代	100人(20.0%)				
50代	100人(20.0%)				
60代～	100人(20.0%)				

〈参考2〉

倫理審査会の主な活動

国家公務員の倫理というと、公金の着服や横領、セクハラの防止などを含みますが、倫理審査会は、そのような広い意味での倫理全般ではなく、国家公務員と業者との癒着などを防止するための活動を行っています。主な活動は具体的に次のとおりです。

- 1 国家公務員倫理規程の制定・改廃に関する意見の申出を行っています。
- 2 倫理法・倫理規程を十分に理解してもらうために、広報活動や研修に関する業務を行っています。
- 3 国家公務員と事業者等との関係の透明性を確保するために、職員から提出される贈与等の報告書の審査を行っています。
- 4 倫理法・倫理規程違反に関する懲戒処分の基準の作成・変更を行っています。
- 5 倫理法・倫理規程に違反する行為に関して、調査や懲戒処分の実施、任命権者が懲戒処分を行う場合の処分の承認を行っています。
- 6 倫理規程遵守のための体制整備に関して、各府省等への指導、助言、必要な措置の要求を行っています。
- 7 倫理法・倫理規程に違反する行為に気付いた者からの通報を受け付けています。
(匿名厳守)

倫理規程の基本内容

- 1 倫理規程による規制の相手方としての「利害関係者」は、一般的な意味で利害関係がある者ということではなく、国との契約の相手方、許認可の相手方、補助金の交付先、所管業界の者など、倫理規程で定められた者に限定されています。
- 2 「利害関係者」との間では次のことはできません。
 - (1) 金銭・物品の贈与を受けること（中元、歳暮、香典、祝儀、見舞いを問わず受け取れません。）
 - (2) 共に飲食をしたり、飲食の提供を受けたりすること（ただし、会議でお茶菓子や弁当等を出してもらったり、食べたりすることは認められます。）
 - (3) 共にゴルフや旅行をすること（自己費用負担（割り勘）であっても禁止されています。）
 - (4) 無償でサービス（例えば、ハイヤーによる送迎）を受けること
- 3 自己費用負担（割り勘）であれば、利害関係者と共に飲食をすることは、原則自由です。ただし、夜に飲食をする場合、仕事に必要があっても一人当たりの費用が一定程度（出席する職員の役職、他の出席者の顔ぶれ、会合の場所等によりますが、最高1万円程度まで）を超えると時や、仕事に必要がないときには、事前に許可を得る必要があります。（これは、仕事に必要な情報収集等の円滑化を図る趣旨で認めているものです。）
- 4 学生時代からの友人や親戚など「私的な関係」がある場合で、行為の態様などにより問題がないと考えられるときは、上記2、3の規制はありません。（ただし、仕事がかっかけて友人となった場合などは含まれません。）
- 5 利害関係者から報酬を受けて講演や原稿執筆をする場合、事前に承認を得る必要があります。
- 6 利害関係の有無にかかわらず、一般常識に照らして過剰な接待を受けることや物をももらったりすること、その場にいなかった者に代金を支払わせること（つけ回し）が禁止されています。
- 7 倫理法・倫理規程に違反する行為に気付いた職員が、倫理監督官や倫理審査会などの適切な機関に通報した場合、通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないよう、各府省等は配慮することとされています。